

令和7年第5回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和7年5月1日（木曜日） 14時00分～15時58分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳、 3番 高畠 千恵美、 4番 飛高 聖悟、 5番 小野 美智子、
6番 伊藤 文士、 7番 竹中 裕子、 8番 山田 美之、 9番 田原 俊秀、
10番 吉岡 薫、 11番 波戸崎 孝、 12番 三又 勝弘、 13番 山田 裕也、
14番 矢野 弥平、 15番 笠村 由喜、 16番 塩月 吉伸、 17番 茅田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁、佐伯2区 清田 馨、佐伯3区 寺嶋 雅昭、
佐伯9区 岩田 隆生、佐伯11区 高畠 相吉、弥生3区 藤原 映治、
直川2区 橋迫 新五、蒲江 1区 戸高 浩、 蒲江3区 後藤 正

事 務 局：事務局長 市樂 栄作、局長補佐兼総括主幹 染矢 公博、副主幹 大良 栄一、
副主幹 三股 幸子、主事 小野 颯月

農 政 課：副主幹 矢野 允彦

議事日程

議案第 12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 13号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 14号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願について

②農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

③農地賃借料情報について

(局長)

それでは若干定刻を過ぎましたけれども、ただいまより令和7年第5回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、小野隆壽委員1名でございます。農業委員17名中本日の会議の出席者は16名です。

よって農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立したことを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進委員の出席をお願いしております。

なお推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定により、各推進委員に関係する案件のみとされておりますので、お知らせをいたします。

本日、推進委員の出席を要する議事は、(1)の議案第12号から(4)その他の①非農地証明願についてまででございますので、当該案件の審議が終了した推進委員は、順次退席されて結構でございます。

それでは改めまして宮脇会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長)

ご苦労様でございます。

早いものでもう第5回の農業委員会ということになりますけども、多くの関係者の皆さんの出席をいただきまして、開催できますこと、ありがたく思っております。

4月に市長選がございまして、新しい市長が誕生してこれから農業行政の方はどういう方向性を向いてくれるのかなと、ちょっと気になるところでございます。

また、市副市長の方も、2名、議会の方に提案したということでございますけどもこれが、議会臨時会が6月の9日だったかな、何かあるということでそこでまた、決まってくるのかなと、こういうふうに思っているところであります。

私もですね、私ごとになるんですけども、4月の8日に入院いたしまして9日に、狭窄症の手術を行って、昨日、退院してきたばかりでございます。

最近の状況がどうなっているのかわからなくて、雨が降ってるのになあというふうに思いつつ、テレビのニュースで木立の早期米が、いざ植えたところ散水車で1日に20回、25回か、そのぐらい給水しなければならないというような状況もございましたし、まだ植えられてない方については普通期だけになるだろうというふうな、永田推進委員がテレビで会見しておりましたけどね。そういう状況でございまして今、まさに令和の米騒動ということでなかなか市場に米が出回らないような状況の中で、早期米が早く出てくれればいいなと願っていたんですけどもこういう状況となっております、また、今後が心配されるところであります。

普通期の方もですね、今の天気の状態だと、こっちまで影響が出てくるのかなというふうな心配もしているところであります。

今日は議案もですね、3条が8件、4条が3件、5条が3件という、全部で12件ということで、比較的、通常に比べたら少ないのかなというふうに思いますが、慎重審議をお願い申し上げます、簡単ですけども、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(局長)

これより先は、農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

(会長)

それではこれより議事進行を行っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名します。

議事録の署名を17番茅田寿志、3番高畠千恵美委員にお願いします。

それでは議事に入る前に事務局から議案の説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。

着座にてご説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積でございますが、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請についての件数は6件で、面積は、田及び畑を合計いたしまして、3546平米です。

議案第13号農地法第4条の規定による許可申請についての件数は3件で、面積は、田及び畑を合計いたしまして、2196平米です。

議案第14号農地法第5条の規定による許可申請についての件数は3件で、面積は、田及び畑を合計いたしまして、2457平米です。

議案第12号から14号に関する合計件数は12件。

合計面積は、田が4170平米、畑が4000飛んで29平米で、総合計面積は8199平米です。

以上の通りでございますので、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが質問等はございませんか。

ないようですので、議事に入りたいと思います。

それでは議案第12号、3ページの3条の1番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局よりの説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。住宅地図の冊子1ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や果樹を栽培しているとのことです。

農業は譲受人1人で行う予定とのことです。

農地取得後は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は193.12aとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われれます。

担当推進委員からは、特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の2番について。

本日、担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

住宅地図の冊子2ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有及び購入予定とのことです。

農業は譲受人と妻、子、子の夫の4人で行う計画とのことです。

農地取得後は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は95.15aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当推進委員からも特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の3番について事務局の説明の後、松本推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子 3 ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人 1 人で行う計画とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 4.83 a となります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして松本推進委員をお願いします。

(松本推進委員)

はい。

特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 3 条の 3 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは 3 条の 3 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして 3 条の 4 番について、本日担当推進委員が欠席のため事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子 4 ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行うとのことです。

引っ越し後、農地の隣に家があるので、そこを拠点に農業を行うとのことです。

農地取得後は、果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は6.58aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当推進委員も特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら。

はい。

飛高委員。

(飛高委員)

4番議員です。飛高です。

この前の会議のときに、譲受けたところの推進委員が現地調査に行ったらいいんじゃないかということだったんですけど、どういう結果が出たのか、お聞きしました。

(会長)

はい、局長。

(局長)

その件につきましては先般も申しましたとおり、一度運営委員会に諮る必要がございます。

その中で、方向性を持つということで、運営委員会は毎月開催するわけではございませんので、次回開催の運営委員会に諮るということで、まだ開催しておりません。

6月に別件もございますので、そのときに、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

(事務局)

えっと今回は農地、引っ越し後の家がこちら側になるので、それも踏まえて今回に関しては吉良委員さんの場所になるので、もう引っ越し後の方に合わせてるので。農地が、例えば引っ越してなかったりしたらちょっとまた前の通りなんですけど今回引っ越すことも確定してその引っ越した先の担当委員も決まっているので、今回は吉良委員さんにしようって話になってます。

(会長)

よろしいですか。

(局長)

ちょっとすいません。

今、後藤推進委員と申しましたが、すいません。ちょっと案件間違っておりまして、吉良推進委員の間違いで、訂正させていただきます。

(会長)

はい。他にございませんか。

はい。ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは3条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の5番について、事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

住宅基準冊子、5ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有で果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行うとのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は46.88aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい続きまして、後藤推進委員お願いします。

(後藤推進委員)

特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは3条の5番について、

賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の6番について、事務局さんの説明の後、寺嶋推進委員の意見ををお願いします。

（事務局）

はい。

住宅地図の冊子6ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜、果樹を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行うとのこと。

農地取得後は米や野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は49.98aとなります。

今後農業を行う上で、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

（会長）

続きまして、寺嶋推進委員をお願いします。

（寺嶋推進委員）

はい。特に問題ありません。

（会長）

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。それでは3条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地法第3条に関する6件の審議を終わります。

続きまして議案第13号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案審議いたします。

議案書5ページの4条の1番について、事務局の説明の後、岩田推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

はい。

農業委員会大良です。

お手元の地図の 7 ページをお開きください。4 条申請の 1 番についてご説明いたします。

申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内の農地の地目は田んぼです。

農地造成としての用途による申請であります。

申請地は、低地に位置する農地のため、かさ上げを行い、田として利用する計画です。

造成後は、米、麦等を作付する計画です。

なお、申請地は当初、令和 7 年 3 月 31 日までの一時転用許可を受けていた案件ですが、許可期限までに、農地造成の搬入土がを確保できていないため、農地復元ができていない状況です。

当初許可に係る工事の進捗率は約 60%になっております。

よって、現状のままでは、耕作できないため、本申請により、一時転用許可の再申請を行い、引き続き農地造成工事を行う計画です。

申請地では 1.0 メートルから 1.5 メートルのかさ上げを行いますが、隣接地に対しては安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。

また、本申請、農地造成についてはですね、盛土規制法に基づく届け出が必要なため、盛土規制法の規制運用開始日の令和 7 年 5 月 1 日以降に申請者から、大分県の都市まちづくり推進課に届けを行います。

また、届出の受理は工事着手後の届出運用のため確実に行われます。

水利権はございません。

許可基準については、農地法の運用通知第 2-1-(1)-ア-(イ)-c-(a)、農用地の許可基準の例外規定「一時的な利用に供するもの」に該当します。

以上です。

(会長)

はい。

それでは続きまして、岩田推進委員さんお願いします。

(岩田推進委員)

はい。

特に問題ないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進からの意見が述べられました。それでは 4 条の 1 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。それでは 4 条の 1 番について、賛

成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして4条の2番について、事務局の説明の後、戸高推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

では4条の2番についてご説明いたします。

お配りしている地図の8ページをご覧ください。

申請地はですね、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い、第2種農地の畑となります。

ゴカイ養殖場の用途による申請です。

申請地は、既に昭和56年頃よりゴカイ養殖場として利用しているため、今回始末書を添付しての追認申請となっております。

申請地では、ゴカイ養殖場の建物3棟分の敷地、163番は1棟の敷地で隣接市の雑種地161番の2及び、宅地161番を含む、建築面積491.69平米として既に利用しています。

また、165番の土地全体には、以前養殖場の建物がありましたが、現在は一部取り壊した後、養殖場の関係資材の置き場として利用されています。

新たに工事することはありませんので、周囲への被害等影響はないと思われます。

水利権はございません。

許可基準については、運用通知第2-1-(1)-カ-(イ)、第2種農地の許可要件「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合」に該当いたします。

以上です。

(会長)

はい。続きまして戸高推進委員お願いします。

(戸高推進委員)

はい。特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは4条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは4条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして 4 条の 3 番について、事務局の説明の後は橋迫推進の意見をお願いいたします。

（事務局）

はい。

では 4 条の 3 番をご説明いたします。お手元の、地図の 9 ページご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畑となります。

浄化槽の埋設用地及び倉庫の用途による申請です。

申請者は、現在設置されている浄化槽を更新するため、自宅に隣接する申請地、この一部ですが、に新たな浄化槽を設置する計画です。

なお、申請地の一部には既存浄化槽及び農業用の倉庫が設置建築されているため、今回、始末書に添付しての一部追認申請となっております。

申請地では、既存の合併処理浄化槽を撤去し、その隣に新たな合併処理浄化槽を 1 基設けます。

造成工事は、浄化槽撤去及び埋設のみのため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透いたします。

水利権はございません。

許可基準は、第二種農地の許可要件に該当いたします。

以上です。

（会長）

はい。

続きまして、橋迫推進委員さんお願いします。

（橋迫推進委員）

特に問題ありません。

（会長）

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 4 条の 3 番について、これより意見等を求めたいと思います。

何かございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 4 条の 3 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地法第 4 条に関する 3 件の審議を終わります。

続きまして、議案第 14 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について議案審議いたします。

議案書 6 ページの 5 条の 1 番について事務局の説明の後、清田推進委員の意見をお願いします。

（事務局）

はい。

5 条の 1 番ご説明いたします。地図の 10 ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第 3 種農地の田んぼです。

宅地分譲用地としての用途による申請です。譲受人が 7 区画分の分譲地として造成します。

申請地では、7 区画分の分譲地を造成し、造成工事は 0.6 メートルの盛土を行いますが、型枠とコンクリ擁壁及び境界ブロック 2 段積みを設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。

また、汚水処理及び生活排水は公共下水道に接続予定で、現状は側溝排水、雨水は宅内雨水排水管を経由しまして、側溝及び排水路に放流します。なお、本申請、宅地造成は盛土規制法に基づく届出が必要なため、盛土規制法の規制運用開始日、令和 7 年 5 月 1 日にですね、申請者から大分県都市まちづくり推進課に届出を行います。届出の事前相談済みで、本日、この提出がございました。水利権はございません。

許可基準は、運用通知第 2-1-(1)-エ(イ)、第 3 種農地の許可要件「第 3 種農地の転用は、許可をすることができる」に該当します。

以上です。

(会長)

はい。

続きまして清田推進委員お願いします。

(清田推進委員)

ここは、特に問題ないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 5 条の 1 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 5 条の 1 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして 5 条の 2 番について、事務局の説明の後、藤原推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

では、5 条の 2 についてご説明いたします。地図の 11 ページをご覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地の畑です。

駐車場用地としての用途による申請です。譲受人は、現住居で鍼灸院を営んでいますが、今回申請地に隣接する住宅を購入し、自宅と鍼灸院を移転する予定です。よって、移転先の住宅敷地には駐車スペースがないため、今回の申請により、移転先の住宅敷地に隣接する申請地を 8 台分の個人用来客用駐車スペースとして利用する計画です。

なお、申請地は、譲渡人が年月日不詳により、隣接する住宅敷地の一部として利用していたため、今回申請には申請人連名での始末書が添付されています。

申請地では、個人用 3 台、うち別居する家族分 1 台含むと、鍼灸院の来客用 5 台分、計 8 台分の駐車スペースを設けます。

造成工事は、切土や盛土などのない整地及び進入路の整備のみのため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透及び自然流下いたします。

水利権はございません。

許可基準は、運用通知第 2-1-(1)-カ(イ)、第 2 種農地の許可要件「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合」に該当します。

以上です。

(会長)

はい。

続きまして藤原推進をお願いします。

(藤原推進委員)

特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 5 条の 2 番について、これより意見等を求めたいと思います。

その他がございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 5 条の 2 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして 5 条の 3 番について、事務局の説明の後、高畠推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

では 5 条の 3 番を説明いたします。地図の 12 ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第 2 種農地の畑です。一般住宅としての用途による申請です。貸し人の子である借人は、将来市外に住む両親と市内で同居することを考えていますが、現在の借家では手狭であるため、新たに住宅を建築することになりました。なお、申請地は令和 7 年 3 月より、借人が住宅を建築しているため、今回申請人連名での始末書を添付しての追認申請となっております。

申請地では、木造 2 階建て、建築面積 70.06 平米の住宅を既に建築しています。

新たに工事をすることはありませんので、周囲への被害はありません。

なお、建築済みの住宅敷地は、隣接する宅地、7475 番の一部を使用しているため、追って分筆登記を行います。なお、隣接する宅地の所有者からは同意を得ているとのこと。

水利権はございません。

許可基準は、第 2 種農地の許可要件に該当いたします。

以上です。

(会長)

それでは高畠推進委員お願いします。

(高畠推進員)

この案件は転用許可を受けずに令和 7 年 3 月より建物を建築しており、本来農地法の転用許可を受けるべきところを物件を建築したことは、法律に反して大変深く反省してるそうです。

よって始末書も出していますので、問題ないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 5 条の 3 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 5 条の 3 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

賛成多数ということで許可したいと思います。

以上で、農地法第 5 条に関する 3 件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第 12 号農地法第 3 条の 6 件につきましては許可したいと思います。

議案第 13 号農地法第 4 条の 3 件につきましても許可したいと思います。

議案第 14 号農地法第 5 条の 3 件につきましても許可したいと思います。

(会長)

それではここで一旦休憩していいのかな。そのまま行く。

はい。

じゃあ、50 分まで、50 分に再開したいと思います。

(会長)

休憩前に引き続き、審議を再開します。

その他の項目の①の証明願についてを議題といたします。

番号 1 について事務局の説明の後、清田推進委員の意見を願います。

(事務局)

非農地証明願 1 番を説明いたします。

申請地の調査は、4 月 18 日に担当区の清田推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市大字鶴望の一筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は、議案書のとおりです。

本申請地は昭和 62 年から、農地法の許可をえずに、住宅施設用地として、利用して約 38 年以上が経過しております。

現況は、前方画面に映し出しているとおりで、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後 20 年以上経過しております。

よって、非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、清田推進願います。

(許田推進員)

別に問題はないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、番号 1 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもって願います。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 1 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号 2 について、事務局の説明の後、後藤推進委員の意見を願います。

(事務局)

はい。

非農地証明願 2 番を説明いたします。

申請地の調査は、4 月 10 日に担当区の後藤推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市蒲江大字西野浦の一筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成 5 年頃から耕作放棄をしたため、樹木等が受精し山林化しております。

現況は、前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは、周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって、非農地証明願発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして後藤推進委員をお願いします。

(後藤推進委員)

この件につきましては別に問題はないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明と担当推進員からの意見が述べられました。

それでは番号 2 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 2 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、非農地証明願に関する 2 件の審議を終わります。

続きましてその他の項目の②農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。

それでは農政課より説明をお願いします。

(農政課)

はい。

農政課の矢野です。よろしくお願いいたします。

お手元の農用地利用集積等促進計画（案）に沿って説明させていただきます。

2 枚目が集計表となっておりますので、ご覧ください。

今月の案件は、令和 7 年 7 月 1 日開始分の 15 件になります。

内訳としまして、契約期間 5 年のもの、更新で、登記地目田、3 筆、5653 平米。

契約期間 10 年のもの、新規で登記地目田、1 筆、711 平米。登記地目畑、2 筆、1411 平米。

更新で、登記地目田、3 筆、3738 平米。登記地目畑、1 筆、1736 平米。

契約期間 20 年のもの、更新で、登記地目田、1 筆、996 平米。登記地目畑、4 筆、3781 平米。

以上合計 15 筆、面積が 1 万 8026 平米となっています。

詳細につきましては、農用地貸付調書を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま、農政課より、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、承認したいと思います。

続きまして、その他の項目の③、農地賃借料情報についてを議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい。

お手元の佐伯市農地賃借料情報をご覧ください。

毎年 5 月の総会のときに、農地の賃借料情報を提供しております。

今回の内容について説明させていただきます。

農地法の改正により従来の標準小作料が廃止され、同法第 52 条の規定により、農業委員会が賃借料情報の提供を行うこととなりました。

本市において 6 年の 1 月から 12 月までに締結された賃借料について、賃借料水準は以下のとおりとなっております。

まず上段の田の水稲ということで、米の分だけでまとめたものとなっています。

平均額が 8000 円で、最高額が 9400 円で、最低額が 4700 円となっております。

今回、米の物納に関しましては、農協の 6 年度分の 2 等米、ヒノヒカリの 2 等農協分を換算して計算しております。

金額も、四捨五入して 100 円単位としております。

次、下の部分が畑となっています。水稲以外の部分ですね。

今回平均額が 1 万 400 円で、最高額 3 万円、最低額が 1000 円となっております。

今回、毎年畑についてはですね、条件が異なるので参考数値としております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

ただいま事務局より、農地賃借料情報について説明がございました。

これより質問を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないようでございますので農地賃借料情報についての説明を終了します。

これにてすべての日程が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を、副会長お願いします。

(副会長)

これをもちまして、令和 7 年第 5 回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。

(15 時 58 分閉会)